

平成19年 5月18日

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 情報処理システムに関する調査、研究業務	(1) (現行どおり)
(2) 情報処理システムに関する情報の収集、分析、処理業務	(2) (現行どおり)
(3) 情報処理システムに関する情報提供サービス業務	(3) (現行どおり)
(4) 情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの設計、開発、販売、リースおよび使用権の許諾、保守、コンサルティング業務	(4) (現行どおり)
(5) 情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの賃貸借、輸出入業務	(5) (現行どおり)
(6) 情報処理システムに関する <u>操作要員の教育、訓練業務</u>	(6) 情報処理システムに関する要員の教育、訓練業務
(新 設)	(7) <u>情報処理システムに関する教材の開発、販売業務</u>
(7) 情報処理システムに関する出版物の出版、編集、翻訳業務	(8) 情報処理システムに関する出版物の出版、編集、翻訳業務
(8) コンピュータネットワークによるソフトウェア利用、運用に関する技術援助、コンサルティング業務	(9) コンピュータネットワークによるソフトウェア利用、運用に関する技術援助、コンサルティング業務
(9) コンピュータネットワークを利用した情報提供サービス業務	(10) コンピュータネットワークを利用した情報提供サービス業務
(10) コンピュータネットワークを利用した通信販売業務	(11) コンピュータネットワークを利用した通信販売業務
(11) 前各号に附帯関連する一切の事業	(12) <u>コンピュータネットワークの回線</u>

<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>接続サービス業務</u></p> <p>(13)特定労働者派遣業務 (14)前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>本定款第3条の変更は、平成19年6月末日までに開催予定の取締役会において決議される本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、本店移転の効力発生後、これを定款から削除する。</u></p>
--	--

以上